

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省）

制 度 名	農林中央金庫等の合併に係る課税の特例（②森林組合関係）		
税 目	法人税（措法 6 8 の 2 四）		
要 望 の 内 容	本制度の適用期限（平成 25 年 3 月 31 日）の 3 年延長 〔現行制度〕 森林組合と森林組合の合併については、法人税法第 2 条第 1 2 号の 8 の規定にかかわらず、適格合併とし、資産等の簿価による引継ぎが認められる。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （▲500 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

森林組合の合併については、財務基盤や業務体制の充実など経営基盤を強化する上で重要な手段であり、林業生産活動の生産性向上に取り組む意欲のある森林組合等を支援することにより、林業・木材産業の活性化を図るとともに、森林所有者の経済的社会的地位の向上を促進し、山村地域の経済活性化と国土の保全に資する。

(2) 施策の必要性

○ 森林・林業基本計画（平成 23 年 7 月 26 日閣議決定）

「5 団体の再編整備に関する施策」において「地域の森林施業や経営の担い手として重要な役割を果たすことが期待されている」森林組合は、「事業量の減少等により経営環境が変化してきており、事業体制の見直しや体質改善が強く求められて」おり、「森林組合の合併や経営基盤の強化、内部牽制機能の確保や法令等遵守（コンプライアンス）意識の徹底による業務執行体制の安定強化に向けた指導」を行うこととされている。

○ 森林・林業再生プラン（森林組合改革・林業事業体育成検討委員会最終とりまとめ）
平成 22 年 11 月 17 日森林組合改革・林業事業体育成検討委員会）

森林組合としても「施業集約化を「本業」としての最優先に取り組む」ことにより、「組合員の負託に応えるとともに、事業量の確保や採算性の向上、ひいては経営の安定に繋がるものである」とされている。

○ 森林組合等の組織及び事業運営に関する今後の指導の方針について
（平成 14 年 11 月 22 日付け 14 林政経第 119 号林野庁長官通達）
（平成 24 年 2 月 28 日付け 24 林政経第 327 号林野庁長官通達改正）

「森林組合の合併については、財務基盤や業務執行体制の充実など経営基盤を強化する上で重要な手段であることから、今後も積極的に推進する」としており、「具体的には平成 27 年度末までに、現在策定されている全ての合併構想の実現に努めるものとする。」とされている。

国内の林業は路網整備や施業集約化の遅れなどから生産性が低く、材価も低迷する中、森林所有者の林業活動への関心は低下するなど、国内の林業・木材産業をとりまく状況は厳しさを増している。

こうした中、森林の適切な整備を進めていくため、新成長戦略に位置づけられている森林・林業再生プランにおいて、森林施業の担い手である森林組合等における間伐等施業の集約化などの基盤整備を推進するとともに、地域の森林管理の主体としての森林組合の役割の明確化を図ることとしている。

このような状況に対応するため、森林組合が森林・林業再生プランに沿って、今後、施業集約化の中核的担い手としての役割を十分に果たしながら経営を持続させていくために大きなインセンティブとなる本税制措置を延長することにより、森林組合等が行う組織再編の促進を図ることが重要かつ不可欠である。

《政策目的の根拠》

○森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）
（林業の持続的かつ健全な発展）

第三条 林業については、森林の有する多面的機能の發揮に重要な役割を果たしていることにかんがみ、林業の担い手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進され、望ましい林業構造が確立されることにより、その持続的かつ健全な発展が図られなければならない。

○森林・林業基本計画（平成 23 年 7 月 26 日閣議決定）

第 3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

(1) 望ましい林業構造の確立

○森林・林業再生プラン（平成 21 年 12 月農林水産省策定）

Ⅲ. 検討事項

1. 林業経営・技術の高度化

※森林・林業再生プランについては、平成 22 年 6 月に閣議決定された「新成長戦略」において、経済成長に特に貢献度が高い施策である「21 の国家戦略プロジェクト」の一つに位置付けられているところ。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政策目的の 位 置 付 け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の 多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適 切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展 を図る。 《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な 発展 《政策分野》 林業の持続的かつ健全な発展																					
		政 策 の 達成目標	森林組合の合併については、財務基盤や業務執行体制の充実など経営 基盤を強化する上で重要な手段であることから、積極的に推進するもの とし、具体的には平成27年度末までに、現在策定されている全ての合併 構想の実現に努めるものとする。																					
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	平成 2 5 年 4 月 1 日～平成 2 8 年 3 月 3 1 日（3 年間）																					
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	政策の達成目標と同じ																					
	有 効 性	政策目標の 達 成 状 況	「森林・林業再生プラン」の実現に向け、「森林・林業基本計画」が策 定された。 これに基づき改正された「森林組合等の組織及び事業運営に関する今 後の指導の方針」により、本特別措置等を活用して、現状の組合の数が 673 組合であるが、加速度的に森林組合の合併を進めていくことで、最終 目標に近付けていくことが可能である。																					
		要 望 の 措 置 の 適用見込み	<table><tr><td>区 分</td><td>18 年 度</td><td>19 年 度</td><td>20 年 度</td><td>21 年 度</td><td>22 年 度</td><td>23 年 度</td><td>24 年 度 (見 込)</td></tr><tr><td>適 用 法 人 数</td><td>—</td><td>7</td><td>5</td><td>6</td><td>4</td><td>1</td><td>9</td></tr></table> 各森林組合において都道府県と協議し計画性をもって導入する必要が あり、特定の森林組合に偏って、あるいは、特定の地域に偏って、本特 別措置を利用しているわけではない。 また、平成 20～22 年度まで合併した 23 組合のうち 15 組合（毎年度 5 組合程度）が本特例措置を活用していること、所期の目標である毎年度 の減少数 25 組合に対して、2 割程度の森林組合が活用していることか ら、適用件数は僅少とは言えない。 将来予測に当たっては、現在策定されている全ての合併構想を実現し た場合を前提として、平成 20～23 年度までの実績値や見込み値から按分 により算出した。								区 分	18 年 度	19 年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度	23 年 度	24 年 度 (見 込)	適 用 法 人 数	—	7	5	6	4
区 分	18 年 度	19 年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度	23 年 度	24 年 度 (見 込)																	
適 用 法 人 数	—	7	5	6	4	1	9																	
	要望の措置 の効果見込	平成 19 年 4 月（創設当時）から平成 22 年 4 月までに 57 件の合併が実 現し、33%に当たる 19 件が本特例措置による適格合併に該当しており、																						

		み(手段としての有効性)	合併の促進に大きなインセンティブとなっており、中核組合への移行に寄与すると考えられる。																							
相 当 性		当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし																							
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし																							
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし																							
		要望の措置の妥当性	予算措置はなく、当該措置により森林組合の効率的な組織再編が図られる。																							
こ れ ま で の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項		租税特別措置の適用実績	<table><tr><td></td><td>H20 年度</td><td>H21 年度</td><td>H22 年度</td><td>H23 年度</td></tr><tr><td>対象者数</td><td>711</td><td>692</td><td>679</td><td>673</td></tr><tr><td>特例適用件数（件）</td><td>5</td><td>6</td><td>4</td><td>1</td></tr><tr><td>減税見込額（百万円）</td><td>25</td><td>16</td><td>14</td><td>3</td></tr></table>					H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	対象者数	711	692	679	673	特例適用件数（件）	5	6	4	1	減税見込額（百万円）	25	16	14	3
			H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度																				
		対象者数	711	692	679	673																				
		特例適用件数（件）	5	6	4	1																				
減税見込額（百万円）	25	16	14	3																						
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	森林組合における中核組合の割合は、年々増加しており、森林、森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の合併を促進しており、経営基盤の強化が図られている。																									
前回要望時の達成目標	森林組合の合併構想の達成。																									
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	役職員の合併後の処遇の問題や支所のあり方等の合併後の態勢・組合運営問題、市町村合併との関係などの理由により、合併計画が遅れている組合があるが、全国森林組合連合会をはじめとした系統指導等により、関係者が一体となり推進に努めているところである。 今後も引き続き森林組合系統の事業・組織の再編のため、本特例を活用し、合併を促進することが必要である。																									
こ れ ま で の 要 望 経 緯			平成 19 年度税制改正において、森林組合の合併についても特例の対象となる。																							